

ADR 拡充・活性化の基本理念

拡充・活性化を図るべきと考えられる ADR

ADR 拡充・活性化のために必要と考えられる取組

法令化の際の主な論点

検討の対象とする ADR の範囲についての考え方

<ADR 拡充・活性化の意義>
(例)
裁判との分担による多様な紛争解決ニーズへの対応（社会全体の紛争解決機能の強化）
私的自治に立脚した国民の司法参加意識等の涵養
裁判所の負担軽減による裁判機能の充実
競争者の存在による裁判の機能強化 等

<ADR の位置付け>
(例)
ADR と裁判
・近代（私的自治 / 国による強制力独占）の紛争解決手段における車の両輪
・ADR = 当事者の合意調達による紛争解決
ADR と相対交渉
・ADR = 私的自治の合意 + （第三者の判断）
司法・行政型 ADR
・準司法的 / 後見的な紛争解決手続の政策上の要請 等

<ADR 拡充・活性化の本旨>
(例)
私的自治の尊重
自律性の尊重
多様性の尊重
当事者の自己責任による選択機会の確保
ADR への信頼性の確保 等

(例)
<裁判と競争し得る ADR>

(例)
**<裁判までは必要としない事案
なじまない事案を扱う ADR>**
法的な専門知識よりも専門家のアドバイスが有効であると考えられる事案
判例の集積により解決基準が明確化されている紛争類型に関する事案
比較的少額軽微な、日常的に発生すると考えられる一般的事案
紛争解決ルールが未整備な新産業分野などに係る事案

(例)
<私的自治を徹底した ADR>
当事者の納得性を重視し、当事者が主体的に解決

(例)
**<裁判等の適切な機関につなげていく
機能を担う機関としての ADR>**
よらず相談所として、相談者に適切な機関を紹介する窓口

相談・苦情処理も ADR を支えるものとして認識する必要

ADR に臨む国の姿勢を明確化すべきではないか

ADR 関係機関間の連携促進に取り組むべきではないか

ADR の魅力を向上させ、利用を促進するため、一定の法制上・財政上の措置を講ずるべきではないか

ADR（機関・主宰者）の信頼性・公正性等を確保するため、国が一定のルールを設定すべきではないか

国の関与（支援規律）のあり方についての基本的な考え方

基本理念の明確化

国や ADR 関係者等の責務の明確化

情報提供面（アクセス向上）、担い手の確保・育成面等での環境整備（関係省庁等連絡会議）

ADR 機関、利用者に対する支援

ADR・裁判（所）間の手続面の連携を制度化

多様な専門家を活用するための制度整備

ADR への法的な積極的効果の付与

ADR の手続・主宰者・組織運営・情報利用制限に関するルールや情報開示に関するルールの設定

等

いわゆる ADR 基本法を制定する必要性

法律を制定する場合の ADR の範囲（対象紛争、設置主体、手続類型等）

法的効果の付与等の内容とそのため要件

促進的な規定を設ける場合の対象 ADR の限定方法

法律に規定すべき事項と機関のルールに委ねるべき事項の区分

通則的な規定を設ける場合の規定の性格（義務かデフォルト・ルールか）

関係省庁等連絡会議等との連携

既存制度（民事基本法 個別法等）との整合性 国際ルールの尊重

等